佐藤学『米国議会の対日立法活動―一九八〇～九〇年代対日政策の検証』コモンズ、二〇〇四年。
サルトーリ、ジョヴァンニ（工藤裕子訳）「Ⅱ　大統領制か議院内閣制か」『比較政治学―構造・動機・結果』早稲田大学出版部、二〇〇〇年。
サンドクィスト、ジェームズ・L（石田光義監訳）『制度改革の政治学―アメリカデモクラシーの活性化へ向けて』成文堂、一九九一年。
スミス、ヘドリック（蓮見博昭監訳）『パワー・ゲーム―変貌するアメリカ政治』（上）（下）　時事通信社、一九九〇年。
田中英夫編集代表『BASIC 英米法辞典』「合衆国憲法：対訳」東京大学出版会、一九九三年。
ハミルトン、A、J・ジェイ、J・マディソン（齋藤眞・中野勝郎訳）『ザ・フェデラリスト』岩波書店、一九九九年。
廣瀬淳子『アメリカ連邦議会―世界最強議会の政策形成と政策実現』公人社、二〇〇四年。
待鳥聡史『財政再建と民主主義―アメリカ連邦議会の予算編成改革分析』有斐閣、二〇〇三年。
待鳥聡史『〈代表〉と〈統治〉のアメリカ政治』講談社選書メチエ、二〇〇九年。

最高裁判所

寺尾美子

「アメリカ政治」を主題とする本書を手にする初学者は、なぜ、「最高裁判所」と題する一章が設けられているかを不思議に思われるであろう。「日本政治」を主題とするような類書に、「最高裁判所」が登場することはまずありえないことだからである。トクヴィルは『アメリカの民主政治』で、アメリカの統治機構の特徴である連邦制や、共和制、代表民主制については、旧世界であるヨーロッパにも類例を見出すことができるのに対し、アメリカにおける司法権のあり方は、他に例を見出すことのできないアメリカの特異性であると指摘した後、次のように述べている。「異邦人がアメリカ合衆国を理解する上で最大の困難を覚える対象はその司法制度である。彼は、毎日のように裁判官の権威が政治的でき事との関係で持ち出される様を耳にする。このため、当然のことながら、アメリカ合衆国においては裁判官がなにか枢要な政治的職務を果たしているにちがいないとの印象を形成するに至る。しかしそう思って、かの国の裁判所がどのような制度的特質を備えているかを調べてみると、一見し

たところ自国の裁判所が持っている諸権限や諸性質と何ら異なるものではないという結論に至る。裁判官たちは、たまたま偶然に、公共の関心事に介入する羽目におちいっているだけに見える。ただその偶然が、毎日のように起こるのである。」

アメリカ合衆国最高裁判所は、アメリカ司法制度の頂点に立つ裁判所であり、その判決はアメリカ政治にさまざまな形で影響を及ぼしてきた。それ故、この裁判所の裁判官の選任は、歴代大統領の重要な任務の一つとされる。なぜアメリカでは裁判所が、政治の劇場において、演目によって役どころを変えつつもレギュラー出演を続け、時には明るいスポットライトを浴びる主役ばりの重要な役割を演じたりするのであろうか。そしてそのことは、アメリカ政治の理解にどのようなヒントを与えてくれるのであろうか。

1　最高裁判所の姿

現在のアメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁判所）は、ワシントンDCにある通称 The Capitol と呼ばれる合衆国議会議事堂の向かいに建つ威風堂々たる古代ギリシア風建築様式の建物にある。〝Equal Justice Under Law〟の文字が刻み込まれた正面のアーキトレーヴを支えて聳え立つ十六本の白亜の大理石の円柱は、その権威の源泉である「法の支配」の精神を支える合衆国最高裁判所の姿そのものを体現しているかのようである。

連邦制の国アメリカでは、司法権もまた分有されている。単純な事件数だけで言えば、その95％以上が州の裁判所で扱われている。連邦の裁判所は、合衆国各地に一〇〇弱点在する第一審の合衆国地方裁判所（District Court）、十三の第二審の合衆国控訴裁判所（Court of Appeals）、そして最高裁判所（Supreme Court）からなる（他にいくつかの特別裁判所がある）。連邦裁判所が裁判権を行使する事件の主要なものは、合衆国憲法を含む連邦法に関わる事件と、異なる州の市民間の訴訟である（ただし、そうした事件が全て連邦裁判所で扱われるわけではない）。二十世紀に入り、国民生活に関わるさまざまな面で連邦政府の役割は飛躍的に増大し、連邦議会の定める連邦制定法の社会的政治的重要性は増大の一途を辿った。とくに、一九六〇年代以降、選挙制度、教育や雇用における人種差別、性別による差別、あるいは環境問題など、人々の日々の暮しに深く関係した連邦法に関わる訴訟が多く連邦の裁判所に持ち込まれるようになった。しかし最高裁にとって何と言っても重要なのは、合衆国憲法に関わる事件である。トクヴィルも、政治との関係で常にその存在感を感じさせるアメリカ司法のパワーの淵源をその違憲立法審査権限に見出しているが、この点は今日も変わりはない。

連邦の裁判官は、終身制で、裁判官の任命は、大統領による指名と連邦議会上院の「助言と承認」（承認には議員の過半数の賛成が必要）を経て行われる（なお、州の裁判官については、任期制がとられ、選挙によって裁判官を選任している州が多数存在する）。上院による審査は、決して形式的なものではなく、これまで最高裁についても、承認を与えられなかった候補が存在する。日本とは異なり、四〇歳台で任

命されることも決して珍しくない。裁判官の人数は、長らく九名であり、首席裁判官は、当初からそれとしての任命を受ける。その時々の裁判所の傾向を論じたりする際、歴代首席裁判官の名前を冠して、「レーンクイスト・コート」といった呼び方がしばしば用いられる。最高裁への上訴は、連邦控訴裁判所からなされる他、州の最高裁判所からの上訴も認められる。上訴件数は七〇〇〇件を超えるが、そのうち口頭弁論が認められる件数は例年わずか一〇〇件前後であり、最高裁がフル・オピニオン付きで判断を示すのは、八十件前後に留まっている。

2　アメリカの違憲立法審査制度と連邦制度の要としての最高裁判所

違憲立法審査制度

違憲立法審査制度、すなわち議会が制定した法律を、裁判所が憲法に照らして違憲無効であると判断することを認める制度は、建国後まもないアメリカで始まった。わが国でもそうであるように、第二次大戦後多くの国にこの制度は広がったが、それまでの長い間、この制度はアメリカのみにみられる特異な制度であった。成文憲法をもつことと、違憲立法審査制度があることとは別個のことである。成文憲法があっても、裁判所にこのような権能を認めていない国にあっては、成文憲法の存在は、三権のそれぞれが独自に憲法を解釈し、相互にそれを尊重し行動するのを促すに留まることになる。

違憲立法審査制度については、一般に、時の多数派を代表する議会の立法に対して、憲法の基本的人権保障規定を通じて少数派を保護する機能、その人権保障機能が制度の存在意義として挙げられる。しかし、アメリカではなぜ早い時期から違憲立法審査制度が発展したのか、なぜ裁判所が政治舞台のレギュラー出演者であり続けてきたのか、そして一体何が、アメリカ最高裁の築き上げてきた権威の源泉であるのか。これらの問いに答えるためには、人権保障規定以上に統治機構規定との関係で、最高裁が果たしてきた憲法の最終的解釈権者としての役割、とくに連邦制度との関係でのそれの重要性を理解することが必要である。

連邦制度を束ねる扇の要としての最高裁判所

アメリカの統治機構の重要な特徴である連邦制度を、わが国のような単一国家、しかも中央政府の権限が強い、中央集権的な統治機構を通して近代社会を形成してきた国の人間が理解することには多くの困難が伴う。なぜなら、われわれが当然のこととして暗黙裡に前提にしていることの多くが成り立たないからである。連邦と州の関係を理解しようとする時、これをわが国の、国と都道府県の関係との類推で理解しようとすることは大きな誤りである。現在ヨーロッパでは、地域統合の動きがさまざまなステップを踏みながら、着々と進められているが、この動きの主たる動因は、統合による経済的繁栄の追求である。二〇〇年余り前のアメリカ合衆国の建国を促した動因もこれに通じるところが大きい。これと戦い独立を勝ち取ったイギリスをはじめ、ヨーロッパの先進諸国に対し、経済的にも

弱小国家であった後進国アメリカにとって、それは極めて重要な決定であった。

合衆国政府＝連邦政府は、アメリカが一つの国家として機能していく上で、最低限必要な権限を与えられただけの政府として出発した。このため、単一国家においては中央政府が行使しているような権限の多くが州政府に残された。まず第一に、州政府の存在を基礎づけているのは州憲法である。アメリカの各州の統治機構は、相互の影響から事実上共通項がみられるものの、法形式上は相互に全く独立した固有の存在である。第二に、私人間の契約取引から、どのような場合に離婚が認められるのかに至るまで、広く私人間の法的関係を規律する、わが国で言えば民法に代表される私法の領域も、基本的に州法の世界である。第三に、殺人、放火、強盗、窃盗など、わが国では国の刑法で規律されているような、基本的な犯罪について規律しているのは州法であり、それらの罪は州の裁判所で裁かれる（ただし、映画などでのFBIの活躍からうかがえるように、連邦政府も、その法によって独自に犯罪を定め、処罰することができる）。第四に、わが国では中央省庁によって担われている行政の仕事の多くもまた、州の行政府によって担われている（州民の公衆衛生、公衆安全、公衆道徳の維持増進のために立法する州の権限はポリス・パワーと呼ばれる）。このように見てくると、アメリカの連邦制は、国と地方という類推によるよりもむしろヨーロッパ連合との類推で理解しようとした方が、誤解が小さくてすむとも言える。大統領に州知事出身者が多いのも、大統領に次いでアメリカで最大の権力を行使し、その政治手腕を発揮する機会が与えられる政治的要職が各州知事ポストだからである。

地元主義的志向性が強く、自ら監視しにくい遠くにある政治権力を警戒し、大きな政府、政治権力の集中を嫌悪するアメリカ人気質は、州の手に残された大きな権限と相まって、各州がその独自の判断で、独立した政治体として機能することを促す。各州の議会議員、知事を始めとする各種公職者は、彼（女）らをそのポストに就かしめた人々の方を向いて行動する。それぞれが与えられたと解釈できる権限を最大限に活用して、有権者の期待に応えようとするのである。このことは、アメリカには、五十（州）＋一（連邦）の、自律的動力に動かされ、自らに許された権限を最大限まで行使しようとする政府が混在していることを意味している。このため、権限の衝突の問題、言い換えれば、他の政治主体からみれば、相手が権限踰越をし、自己の権限を侵していると議論することが可能な事態が頻繁に発生することになる。連邦の権限行使が、合衆国憲法によって与えられたそれを越えているのではないか？州の権限行使が合衆国憲法で禁止された事項に及んでいるのではないか？ある州の権限行使が、他州の権限行使を尊重することを規定している合衆国憲法に違反するのではないか？こうした政治紛争に発展しかねない憲法問題について、いわばアンパイアとして最終的判断を下し、国家としての一体性を最終的に確保する機関が存在しなければ、アメリカのような国は、要の失われた扇のようにバラバラに分解してしまいかねない。この要の役割を果たしてきたのが合衆国最高裁判所なのである。

二〇〇〇年の大統領選挙：Bush v. Gore

こうした最高裁の役割が、実際にどのようなものなのか、最高裁によって幕が引かれた二〇〇〇年

の大統領選挙をめぐる混乱を例にとって見てみよう。「危機」とすら呼ばれたこの混乱は、未だ多くの記憶に新しいように、同年十一月七日に行われた選挙で、フロリダ州でのブッシュの得票数がゴアに勝ったものの、その差があまりに僅差であったことが発端となって発生した。他州での得票状況から、全てはフロリダにおける結果次第ということになったため、全米の、否、全世界の目がフロリダに注がれることになった。

フロリダ州では、奇しくもブッシュ候補の弟が知事を務めており、州議会もまた共和党が多数を占めていた。このため、選挙結果を確定させる権限を持つ州務長官は、できる限り票の数え直しをさせない方向で州の選挙法を解釈し、ゴア側の動きを阻もうとした。共和党が多数派を占める州議会は、議会を第一次的決定権者としている合衆国憲法の規定を根拠に、事態の立法的解決を目指して動き出した。そこで、ゴア側は問題を州の裁判所に持ち込んだ。

二〇〇〇年大統領選がなぜ大きな混乱にまで発展したのか。煎じ詰めれば、その原因はフロリダ州の選挙法のできが悪かったことにある。そこで、なぜ合衆国の大統領を選ぶ選挙でありながら、州法が問題となるかについて説明しておくことにしたい。アメリカ大統領の選出は、州を媒介とした間接選挙である。合衆国憲法はその第二編第一節二項で「各州は、その立法部の定める方法により、その州から連邦議会に送りうる上院議員および下院議員の総数と同数の選挙人を選任する」と定めている。この規定を受けて、建国当初州議会は、議会自ら大統領選挙人を選出していた。しかし十九世紀前半のジャクソニアン・デモクラシーのうねりの中で、州民が選挙人を選出する方式が採用されるようになっていった。政党制の発展と共に、選挙人候補者が予め投票を約束する大統領候補者を示して選挙人の選出が行われるようになり、実質的には直接選挙に近い運用がされるようになったのである。しかし今でも、まず州が、自ら選んだ選挙人団を差し出し、これを連邦が受け止め、集計して結果を出すという手続は変わっていない。それゆえに州の選挙法が問題となるわけである。

この事態を受けて多くの訴訟が提起されたが、最高裁まで争われた事件は二つあり、それぞれブッシュⅠ事件（Bush I）ブッシュⅡ事件（Bush II）というニックネームが付けられた（英米法では、訴訟当事者の名前を冠して事件名とするが、ブッシュⅡ事件はその名もBush v. Gore（2000）となった）。州の選挙法は、大統領選だけでなく、選挙一般をカバーする州の制定法であったが、改正も多く、相互に矛盾する規定も多かった。このことは、法解釈の余地を大きくする。州の最高裁は、州憲法の規定を根拠に、尊重されるべきは投票権者の意思であるとして、再集計作業を支持する判決を下した。しかし、連邦最高裁はまずブッシュⅠ事件で、州法について最終的な解釈権限があるのは州最高裁であるが、この場合は違うと釘を刺した。なぜなら、州議会に大統領選挙人の選び方についての立法権を与えたのは合衆国憲法であり、その点でこの州法は通常の州立法と異なるからというのである。五対四とわずか一票差でブッシュ勝利を決定づけた続くブッシュⅡ事件では、まず州最高裁が命じた票の数え直し作業をすばやく中止させ、その三日後、州最高裁の命じた再集計の方法は、合衆国憲法の下で要求される法の平等保護に反し違憲であると判示した。穴あけが不完全なため機械が白票と判定したパンチカードはさまざまな形状をなしていたが、手作業再集計に当って明確な有効票・無効票の判断基準を具体

的に示さなかったことがその理由とされた。その上で最高裁は、新たに基準を設定しなおして再集計している時間はないとして、自らこの争いの幕を引いたのである。

最高裁の判決理由が、その存在を支えている約束：〝Equal Justice Under Law〟を果たしたものであったかといえば答えはおそらく「否」である。ブッシュとゴアの立場が入れ代わっていたとしたら、同じ判断をしたであろうかといえば、とても「是」といえないからである。五対四と分かれた判断は、綺麗に党派にしたがったものであり、かつ、州権派の議論をする傾向の強い裁判官たちと連邦派のそれが入れ代わってもいた。論理は法の中立性を担保する、法の命ともいえる要素である。「判決理由」の原語は〝reason〟であり、それは「理性」を意味する。「好み」の問題ではなく、「理屈」が重要なのである。それは「人の支配」ではなく「法の支配」を支える大きな柱である。しかし、この「理屈」において、「もう時間切れである」とする連邦制度に関わる判断の根拠はとても十分なものとはいえなかった。

最高裁の議論の組み立て方は政治的には巧妙であった。ブッシュⅠ事件で「立法するな」と釘を刺された州最高裁は、このためブッシュⅡ事件で、票の数え方について具体的基準を示すことをためらった。しかし今度はそれが平等保護違反だとされたのである。平等保護違反についての議論は一応筋が通った議論であり、一般の国民も納得しやすい議論であった。これに対し連邦制についての議論は、素人である一般国民には理解できない。実際に、多くの国民は最高裁の判断を肯定的に受け止めた。

法学者の間では、最高裁のこの判決は概して評判が悪い。しかし、裁判所が何を言ったかではなく、実際に何をしたかに着目した場合、その評価は異なってくる。今回の場合、こうした形で合衆国最高裁が介入せず、再集計の末たとえ結果が逆転したとしても、最終的判断権者である合衆国議会における手続において、ブッシュが最終勝利者になる道筋が見えていた。しかしそのためには一月六日まで待たなければならない。今日におけるアメリカ大統領の政治的重要性は、国内的にも国際的にも極めて大きい。その任命すべき役職の数も多く、十一月の選挙の後、次期大統領は二カ月間の新政権発足準備期間を与えられるのである。結果の確定が一月六日までずれ込むことは、一種の「権力の空白」を生じさせる危機であった。最高裁は、長年「法の支配」の約束の下に築き上げてきた権威を用いてこの混乱に終止符を打った。長年の貯金をこのために使ったのである。

時の大きな政治的争点が連邦制度上の権限配分の問題と絡み合うメカニズム

合衆国最高裁の政治的存在感の大きさを理解するためには、その役割が単なる権限調整役に留まっているわけではないことを知る必要がある。まさにこの要としての役割ゆえに、その時々の大きな政治的争点の判定者としても最高裁が登場してくるというダイナミズムが働く場合がままあるのである。このメカニズムを理解するためには、長い歴史のコンテクストの中での観察が必要である。そこでやや古くなるが、十九世紀末の連邦所得税の導入をめぐって争われた事件を取り上げたい。

世界史のレヴェルで見た場合の二十世紀政治史の大きなでき事の一つは、多くの国における社会主義体制ないし政権の成立とその崩壊であった。比較政治的に見たアメリカの特色は、社会主義思想の

その政治体制への影響の弱さである。アメリカでも社会党は誕生したが、それが国政レヴェルに直接的な影響力を発揮したことは一度もなかった。しかしそのことは、アメリカがこの世界史的潮流から超然としていたことを意味するものではない。南北戦争以後、十九世紀後半の、工業化による急速な経済成長を遂げたアメリカは、資本主義経済の発展に伴ってこれまでにないさまざまな経済問題、社会問題に直面するようになっていた。市場の独占・寡占の問題を始めとする資本の集中現象に対して、反独占規制を始めとして、共和政治の基礎を揺るがしかねない巨大化した経済主体から政治過程を守るためのさまざまな取り組みがなされた。巨大化した鉄道会社に対する料金規制を求める農民運動（グレンジャー運動）が展開され、社会主義思想の影響を受けた都市における労働運動の興隆もみられた。十九世紀末から二十世紀初めにかけてのアメリカは、市場による富の配分に政府は介入すべきでないとする経済的自由放任主義と、社会的正義の実現のためにはそれが必要であると信じる各種勢力が、各地で、さまざまな形で、激しい対立と攻防を繰り返した時代であった。

こうした時代的背景の中、一八九四年に制定された連邦の所得税を創設する連邦法の合憲性が争われたのが、通称所得税事件（Income Tax Cases (1895)）である。建国以来、連邦政府の主たる税収は関税によって占められてきた。これに対し州や自治体税収の中心は財産税であった。主として農業を中心とする第一次産業が人々の生活の糧を生み出していた社会にあって、国の富の中心は、土地その他の財産、すなわち実物資産であり、これを対象とする財産税が州財政の主役であったことは、アメリカ政治における当時の州の役割の重要性を示唆しているとも言える。これに対し所得税は、資本主

義経済の発展に伴って富の形態が変化し、株式公社債などの金融資産の比重が増加し、この新たな富を課税対象として捕捉しようとする税制度であった。この事件で問題となった連邦の所得税は、一種の消費税であるため逆進的である関税収入の割合を減じ、その分を所得税収入で補おうとするものであった。税率は二％の一律課税であり、累進税率は採用されなかったものの、年収四〇〇〇ドル以下を非課税としたため、納税義務を負うのは、全人口のわずか二％に留まる計算であった。

合衆国憲法は、連邦政府に関税等の間接税を課す権限を与えただけでなく、「直接税」を賦課する権限をも認めていた。しかし後者については、州の人口に応じて負担を按分することが求められていた（第一編第二節三項および第九節四項）。当時典型的な直接税と理解されていたのは財産税と人頭税であった。仮りに所得税が「直接税」であるということになっても、負担を人口に比例させることは実際上不可能である。所得税の成否は、それが合衆国憲法が言うところの「直接税」か否かにかかっていた。この事件で判決は二回に分けて下されたが、二つめのそれは、五対四で所得税を創設した連邦法を全面的に違憲と判断するものであった。

経済的自由放任主義の限界を国民の大多数に身をもって知らしめた大恐慌を経て成立したニューディール体制は、政府による市場原理の修正を受け入れ、政府が富の再分配機能を担う福祉国家へとアメリカが変貌する進化を決定的なものとした。この変化の主役は連邦政府であり、連邦制度との関係でも、連邦政府権限は飛躍的に増大した。これに必要な憲法レヴェルの変容は、判例法理の変更という形をとった。世論の批判を浴びつつも、当初ニューディール政策の主要立法のいくつかに違憲判断

を突きつけた最高裁は、F・D・ローズヴェルトが国民の圧倒的支持を得て再選されると、旧体制の最後の砦としての旗を降ろし、「(限られた範囲の)憲法革命(Constitutional Revolution, Ltd.)」を受け入れたのであった。所得税事件は、こうした大きな転換に至る道程であった。

今日、建国の父祖たちが予想だにしなかった規模に成長した連邦政府の経済的力の源が連邦所得税であり、連邦の予算の約半分が社会保障費によって占められている現状を踏まえると、連邦所得税事件の当時、これを反対派が「共産主義者の行進」と呼んだことは、過敏な反応というより、事の本質をついた指摘であったことが理解できる。所得税という新たな税の導入も、連邦政府に、州の枠を飛び越えて直接国民の所得を捕捉し課税することを認めることも、アメリカ憲法体制の大きな転換を意味していたのである。

この最高裁の判断は、憲法修正によって乗り越えられた。一九〇九年に発議され、成立に必要な四分の三の州の賛成を経て一九一三年に成立した第十六修正は、南北戦争直後に成立した第十三～十五修正以来の憲法修正であった。第十六修正の発議は、連邦議会において所得税推進派がむしろその議会運営に失敗したためになされたものであった。しかし大方の予測を裏切ってこれが成立したことは、政治家たちの計測に反し、国民のレヴェルにおいて、こうした憲法体制の変容を受け入れる準備が整っていたことを示している。

違憲立法審査制は、国のかたちの基本軸に変更が加えられる際に、それが単なる時の多数によって行われることを防ぎ、国民的議論と納得の上に立って初めて実現されることを保障する、一種のブレーキとしての機能を持つ。時々の多数派の意思を敏感に反映する立法部や執行部に対して、終身制というその身分保障の故に、司法部にはより前の時代の多数意思、その意味では守旧派の意思をより良く代弁する人々が残る。憲法の番人である司法部は、多数の暴走にブレーキをかけるという役割を担うことで、全国レヴェルの納得の上に立つ漸進的変化を可能としている。

3　人権の砦としての最高裁判所

自由と平等は、アメリカ建国が掲げた理念であり、アメリカ統合の鍵としての理想でもある。人々が、自由や平等が損なわれていると感じる時、これに異議を申し立て、理想を裏切っている現実の変容を求めていくルートとして、裁判は極めて重要な役割を担ってきた。

人権保障の憲法的枠組

自由と平等を法的に保障する、憲法の基本的人権規定に関しては、2で扱った連邦制度と深く関係するアメリカ憲法に固有の構造が存在する。合衆国憲法には、その制定当時邦憲法の多くにはすでに存在していた、各種の基本的人権を保障する、一般に権利章典(Bill of Rights)と呼ばれている諸規定は存在していなかった。連邦政府の権限が限定されたものであったためである。しかし、憲法の承認

をめぐってこの点が問題とされ、憲法成立直後に、各種の人権保障を主たる内容とする第一～第十修正が加えられた。これらの人権保障規定は、連邦政府を制限する規定である。

奴隷制の廃止が戦争の大義とされた南北戦争によって、合衆国憲法の人権保障の枠組は大きく変化した。奴隷制を廃止し、解放された人々に平等な取扱いや選挙権を保障するための第十三～十五修正は、合衆国憲法の問題として、州に対し州民の人権を侵害してはならないことを定めた規定である。それ以前の合衆国憲法の中には、財産的権利の保護や刑事法関係のわずかな例外を除き、州に対するそうした禁止規定は含まれていなかった。南北戦争は、奴隷制を採るか否かは各州が決めるべき州内事項であるというあり方を捨てて、合衆国憲法が、州との関係でも、合衆国の市民として受けるべき人権保護を保障する国へと、国のかたちを変容させたのである。

その後第十四修正中のデュー・プロセス（due process）条項を媒介として、第一～十修正で規定されている各種の人権が、州に対する保障として順次組み込まれていった（デュー・プロセス条項は、「州は、何びとからも、法の適正な過程（due process of law）なしに、その生命、自由、財産を奪ってはならない」という一般的規定であるため、たとえば、第一修正が連邦政府との関係で規定する表現の自由の保障も、この条項を通じて州に対して適用される、といった具合にである）。人権保障との関係では、合衆国最高裁は、十九世紀を通じて財産権の保障については判例法を発展させたが、その他の人権保障の多くを州憲法に委ねていた。しかし二十世紀に入ると、とくにニューディール以降は、財産権に関わる経済的規制についての司法審査の基準を弱め、表現の自由を始めとする諸種の精神的自由権の保障について、その保護を厚くする多くの判例法理を築いていった（これを「二重の基準」と呼ぶ）。そうした判例の中で人権保障との関係で合憲性が問題とされるのは、多くの場合州法である。

平等権

最高裁が人権保障の砦として果たした、二十世紀最大の功績の一つは、アメリカ社会における人種差別への取組である。初等教育における人種別学を違憲と判示した一九五四年のブラウン判決（Brown v. Board of Education）は、それを象徴する記念すべき第一歩であった。

南北戦争という内戦――それはこれまででもっとも多くのアメリカ人が血を流した戦争でもあった――を通じて奴隷制が廃止された後も、南部においては、法律によって正当性を認められた形で、制度化された人種隔離政策が広く行われていた。奴隷の身分からは解放されたものの、黒人は、政治過程への参加を実質的にはほとんど奪われ、ほぼ全ての公共施設において白人と同席することを禁じられ、異人種間婚姻も禁止されるなど、徹底した政治的、社会的、経済的劣位に置かれてきた。南部以外の社会においても、人種差別はさまざまな形で存在していたが、南部のそれは、法制度を通じたそれであるという所に、問題の深刻さと根深さがあった。そしてそうした南部における法のあり方に憲法上の正当性を与えていたのが、黒人と白人を別々に扱っても、それぞれを同じに扱う（＝同じ施設や機会を提供している）のであれば合憲であるとする、「分離すれども平等」の法理を打ち出した一八九六年の最高裁判決であった。

分離すること自体が違憲になるとして先例を覆したブラウン判決の後、最高裁は、諸種の公共施設における黒白分離に対しても次々に違憲判決を下していった。しかし南部諸州はこれを「内政干渉」と受け止め、これに強く反発する多くの選挙民の意向を反映して、あらゆる手段を尽くして徹底的な抵抗を試みた。アーカンソー州リトル・ロックの公立高校への黒人生徒の入学をめぐっては、これを阻止するために州兵が動員される騒ぎとなり、国際的な非難の目が向けられる中、連邦政府は合衆国軍を動員して、合衆国憲法が保障すると裁判所が認めた「合衆国市民の権利」を州との関係で実現しなければならない事態に立ち至ったほどであった。

南部社会に深く根を下ろしていた社会構造的な人種差別は、当時の南部社会の秩序そのものでもあり、これを違憲と宣言する裁判所の一篇の判決によって一夜にして変革できるような生易しいものではなかった。その社会に生きる多くの人々が、あたりまえのこと、あるいは仕方のないこととして長い間受け入れてきたあり方を変革するには、乗り越えられなければならない幾多の障害が存在した。「一篇の判決」は、しかし、決して無力ではなかった。憲法違反であるという裁判所の判断は、これに抵抗する南部白人社会の正統性を深く傷つけ、平等を求める黒人たちの抵抗運動を強く勇気づけた。それだけではない。裁判所が投じた一石がひき起こした波紋の広がりは、「平等」の国を標榜しつつ人種差別を許容しつづけてきた、その理想と現実の大きなギャップを国中の人々の眼の前につきつけた。ブラウン判決は、アメリカ社会が長い間目を背け続けてきた偽善を直視させ、これを国全体の問題として捉えなおす大きなきっかけを提供したのである。

教育、雇用、住居、選挙など、社会生活のさまざまな局面において、黒人に白人と同じ市民としての権利を求める公民権運動（Civil Rights Movement）は、これを保障するための一九六〇年代前半の一連の連邦法（Civil Rights Acts）を成立させるに至った。連邦の裁判所は、それらの連邦法の実現を担う機関として、アメリカ社会の改革に大きな役割を果たした。雇用における平等を保障したその第七編（Title VII）には、人種のみならず性別による差別を禁止する文言が盛り込まれたこともあって、公民権運動に触発される形で興隆したフェミニズム運動を背景に、裁判所は性差別の解消に向けても大きな役割を果たし、アメリカ社会を大きく変えた。

自由権

人には、どのような多数の意思によっても奪うことのできない権利・自由があるという、天賦人権の思想は、アメリカ史を貫く重要な縦糸である。アメリカ人には、自分を取り巻く社会に対して、自分でコントロールできる自律の領域をできるだけ多く要求し、これに対する責任を引き受けることで自己決定の尊重を求め、個人と社会を秩序づけていこうとする志向性が強い。「歴史上の全ての権利は闘いとられたものである」というドイツの法学者イエリングの言葉は、アメリカ憲法で保障されている各種の自由権にそのまま当てはまる。数多くの訴訟を通じて、憲法上の自由権として確立されてきた各種の自由のリストは、そうした闘いの歴史でもある。

自由権の中でももっとも厚い保護を受けてきたその代表格が、表現の自由である。これについては

実に多くの判例の積み重ねがあり、豊かな判例法が形成されてきた。民主主義原理に従い、時の多数者が法として選んだもの（＝立法）を、なぜ三権のうち民主的正統性にもっとも欠ける裁判所が違憲無効として覆すことができるのか。違憲審査制度に内在するこの難問に対しては、その保護の対象となる権利に応じて、さまざまな応答が試みられてきた。表現の自由について、アメリカに長く定着してきた考え方は以下のようなものである。「言論」、「ことば」に対して応えるべきは「言論」、「ことば」であって、（これを封じる）「行為」であってはならない。歴史を振り返ってみると、過去においては珍奇な考え、危険な考えとされてきたものが、時の流れの中で、多くの人々にとって正しいもの、当たり前のこととして受け入れられるようになった例は枚挙に暇がない。何が正しい考えであるかは、自由な意見の交換の場を通じて、それぞれの言説がどれだけ人々の心を捉えるか、その自然淘汰に任せるべきである。時の権力者がこれに介入すべきではない。言論の自由の保障は、時の多数派が少数派の言論を制限することで、一人一人が自分で考えて判断するという民主主義の大原則を損ない、本来の政治過程が歪められること防ぐ。すなわち、表現の自由を保障するための違憲立法審査は、民主主義を否定するのではなくむしろこれを支えるものである。

合衆国憲法中もっとも有名な条項の一つであるデュー・プロセス条項は「法の適正な過程（due process of law）なしに、その生命、自由、財産を奪ってはならない」と定めるている。この条項は、政府による人民の自由の制限に対して単に手続的適正を求めるだけでなく、その実体的内容における適正も要求するものと解釈されてきた。この規定は、裁判所が、時代の要請をくみ上げ、新たな人権を判例法により創造していく際の一般条項として、広く用いられてきた。十九世紀終わりから二十世紀始めにかけては、「契約の自由」がこの条項に読み込まれ、労働時間や最低賃金を規制する各種の労働立法が違憲とされた。また、二十世紀後半に、憲法上直接的にこれを基礎づける条項が存在しないにもかかわらず、プライヴァシの権利を新たな憲法上の権利として裁判所がリストに加える際に依拠したのもこの条項である。

プライヴァシの権利が初めて認められたのは、避妊のために薬や器具を使用すること、避妊方法について夫婦に助言や指導を行うことを処罰する州法を違憲とする一九六五年のグリズウォルド判決（Griswold v. Connecticut）においてであった。一九七三年のロー対ウェード判決（Roe v. Wade）では、妊娠期間の長さに関わらず、刑罰をもって妊娠中絶を制限する州法が問題とされ、裁判所は、女性がその妊娠を終了させるか否かを自ら決定する権利もまた、プライヴァシの権利に含まれると判示した。ロー対ウェード判決は、宗教的反発を背景に、社会レヴェルの論争や政争の種となり、多くの批判を呼んだ。二十世紀初頭に、憲法修正によって禁酒法を成立させた国アメリカは、今でも先進国の中でもっとも宗教的であるといわれることが多い。グリズウォルド判決で問題になった夫婦間における避妊を刑罰で制限する立法や、異性愛者の逸脱性行為や同性愛者の性行為を処罰する立法が、二十世紀後半まで存続してきたこと自体、宗教が政治過程に原理主義的な形で影響を与えてきたことを示している。同性愛者間の性行為を処罰する州法が一九八六年に合憲とされた（Bowers v. Hardwick）（ただし二〇〇三年にこれを正面から覆す判決（Lawrence v. Texas）がでている）ことも、こうした背景の理解が必

要である。妊娠中絶については、ロー対ウェード判決後、多くの州で法律の制定を通じてこれをさまざまな形で間接的に制限しようとする動きが強化された。プロ・ライフ（生命擁護派）とプロ・チョイス（選択擁護派）の対立は今日も続いており、大統領による最高裁の裁判官の選任に当たっても、候補者のこの問題についての見解が問題とされている。

4　アメリカ政治と裁判所

二十世紀始めに、契約の自由に反するとして州の労働時間規制法を違憲としたロックナー判決（Lochner v. New York (1905)）は最高裁の悪名高い判決の一つである。Great Dissenterとの異名を馳せたホームズ裁判官は、その有名な反対意見でこう語っている。〝Every opinion tends to become a law.（「どのような意見も法となりうるのである」）〟わが国の立法過程は、少なくともこれまでは政府提出法案が圧倒的多数であった。政策の立案だけでなく、立法案の作成もまた、官僚の重要な仕事であった。官僚たちは、審議会などを通じ、時の法律専門家をこの過程に参加させつつ、緻密な作業をこなし、これを最終的に内閣法制局で詰めて法案としてきた。わが国で違憲判決が少ないことは、このことと無関係ではない。条例による立法の余地も少なかった。しかしアメリカでは、自治体、州、連邦とさまざまなレヴェルで、人民がその意見を法律とする自由を保障してきた。フロリダ州の出来の悪い選挙法も、夫婦間の避妊さえ制限した州法も、こうしたボトム・アップ型の政治過程の産物である。トックビルは、法律家をアメリカにおける「多数の専制」の解毒剤と捉えていた。そうした解毒剤たちが活躍するアメリカの裁判所の特異性は、その政治のあり方と深い関わりがありそうである。

参考文献

浅香吉幹『現代アメリカの司法』東京大学出版会、一九九九年。
伊藤正己、木下毅『新版　アメリカ法入門』日本評論社、一九八四年。
大越康夫『アメリカ連邦最高裁』東信堂、二〇〇二年。
田中英夫『アメリカ法の歴史（上）』東京大学出版会、一九六八年。
田中英夫『英米の司法―裁判所・法律家』東京大学出版会、一九七三年。
田中英夫『英米法総論（上）（下）』東京大学出版会、一九八〇年。
田中英夫『アメリカの社会と法―印象記的スケッチ』東京大学出版会、一九七二年。
田中英夫（編）『BASIC英米法辞典』東京大学出版会、一九九三年。
田中英夫、竹内昭夫『法の実現における私人の役割』東京大学出版会、一九八七年。
ホーウィッツ、モートン・J（樋口範雄訳）『現代アメリカ法の歴史』弘文堂、一九九六年。
早川武夫『アメリカ法の最前線』日本評論社、一九八九年。
藤倉皓一郎他『英米判例百選』有斐閣、二〇〇四年。
松井茂記『アメリカ憲法入門』有斐閣、第1版一九八九年、第5版二〇〇四年。